

広島県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
丸谷循環器科内科医院	尾道市高須町一三八三番地二	平成二八年三月二日
西条プラザ歯科	東広島市西条西本町二八―三〇	平成二八年三月二〇日
湯川歯科医院	東広島市豊栄町乃美二九五六	平成二八年四月一日
あおば歯科クリニック	廿日市市串戸三丁目二―一三	平成二八年四月一日
ヴィラ歯科	廿日市市阿品四―五一―二六	平成二八年四月二〇日